

札幌市議会会議規則の一部を改正する規則案

令和6年(2024年)11月1日提出

全議員

札幌市議会会議規則の一部を改正する規則

札幌市議会会議規則(昭和31年市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「第118条」の次に「一第121条」を加える。
- (2) 第18条第1項中「なつた」を「なつた」に、「承認」を「許可」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。
- (3) 第18条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。
- (4) 第28条中「職員の点呼に応じて」を「、議長の指示に従って」に、「投票を備えつけの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。
- (5) 第100条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「の理由」を「議長が認める理由」に、「の許可を得た」を「にあらかじめ届け出た」に改める。
- (6) 第108条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第108条の2 議員は、自己に関する懲罰動議又は懲罰事犯の会議又は委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の許可を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

- (7) 第113条第1項中「通り」を「とおりに」に改め、同項第15号中「、議長」を「議長」に改め、同条第2項中「又は録音機器」を「、録音その他議長が適当と認める方法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日の翌日から施行する。

(理 由)

自己に関する懲罰に関する代理弁明を可能とする等のため、本案を提出する。